

現場代理人の常駐義務緩和について

平成26年 2月13日

1 現場代理人の兼任を認める基準

- (1) 兼任できる工事は、3件までとする。
- (2) 兼任できる工事は、原則として本市発注工事とする。ただし、佐賀県発注工事で佐賀県が現場代理人の兼任を認める場合は、本市発注工事との兼任ができるものとする。
- (3) 兼任する工事は、本市発注工事については本市内施工、佐賀県発注工事については伊万里土木事務所管内施工とし、兼任した工事現場間で常時連絡を取れる体制にあるものとする。
- (4) 兼任する工事の請負金額の合計が当初契約額で消費税込み2,500万円未満とする。
なお、佐賀県発注工事との兼任の場合に限り、佐賀県の取扱いに準じ、4,000万円未満とする。ただし、この場合において、兼任する本市発注工事の請負金額は2,500万円を超えてはならない。
- (5) 工種の限定は行わない。

2 手続き

現場代理人を兼任する場合には、契約時に提出する「現場代理人等届出書」と同時に別紙「現場代理人兼任届出書」を提出すること。

あわせて、現場代理人を兼任させる既受注工事の発注者にも別紙「現場代理人兼任届出書」を提出すること。

3 その他

- (1) 建設業者が、現場代理人を兼任させる場合は、建設業者自らの責任により行うものとする。
- (2) 現場代理人を兼任したことに伴う諸経費調整は行わない。ただし、近接工事の場合は、従来の取扱いどおり諸経費調整を行うものとする。
- (3) 提出された「現場代理人等届出書」又は「現場代理人兼任届出書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行う。

4 適用日

この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、平成26年2月13日から平成27年3月31日までの間に公告又は指名通知を行う工事において適用する。